

重点募集テーマに該当する過去の提案例(イメージ)

重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」に該当する事例

公立大学法人における年度計画の作成及び年度評価の廃止

提案主体：山形県、宮城県

令和4年提案（管理番号185）

従来

困りごと(支障)

○公立大学法人
中期計画（6年）があるにもかかわらず毎年の策定は負担

○地方公共団体（設立団体）
年度評価に係る事務負担が大きい

教育の質の向上や地域貢献に
十分に組み合わせていない



原因・理由(現状)

○公立大学法人においては、以下の事項が毎年度義務付けられている

- ・年度計画の作成
- ・業務実績報告書を作成し、評価委員会の年度評価を受ける

〔設立団体の長の
附属機関〕



※国立大学法人においては、
年度計画、年度評価ともに令和4年4月に廃止

見直し

提案実現後

効果

○地域における高等教育機会の提供や、地域社会での知的・文化的拠点としての業務を行うことができる

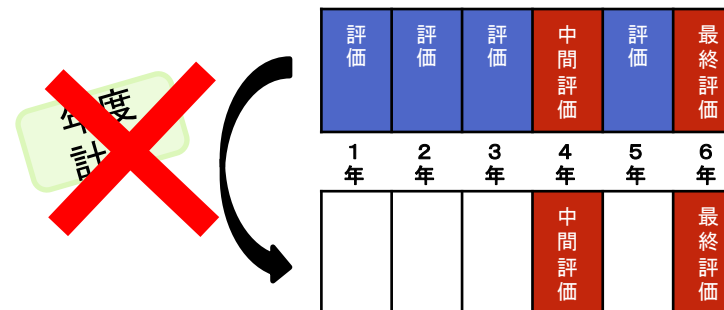
公立大学が本来の役割に資する業務に
一層取り組むことが可能に！



改善案

○国立大学法人の例を踏まえ、
年度計画及び年度評価を廃止

中期計画の期間中の年度評価が6回→2回に！



重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」に該当する事例

国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する
審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用

提案主体：兵庫県

従
来

困りごと(支障)

- 老朽化した公営住宅の建替えや大規模災害時の公共施設の再建により計画通知が急増※した場合に、建築主事が円滑に審査・検査等することが困難となる

※ 東日本大震災により、宮城県及び福島県では例年の3倍に増加（平成26年）。



原因・理由(現状)

- 建築主の種類によって、建築物を審査・検査等できる主体が異なる

建築主		国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知※)	民間 (建築確認)
審査・検査等の主体	建築主事	○	○
	指定確認検査機関	×	○

※計画通知：国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の建築主は、工事に着手する前に、建築確認に代えて、建築計画を建築主事に通知しなければならない。

見直し

改善案

- 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物についても、指定確認検査機関による審査・検査等を可能とする

建築主		国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知)	民間 (建築確認)
審査・検査等の主体	建築主事	○	○
	指定確認検査機関	○	○

提
案
実
現
後

効果

- 円滑な審査・検査等が可能となる
- 建築主事の業務負担が軽減されることで、審査業務以外の業務（監査・違反是正・処分等）にも注力可能に



重点募集テーマ②「デジタル化」に該当する事例

住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大 （所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、森林法等に基づく事務）

提案主体：山口市、福井市、福井県

従
来

困りごと(支障)

- 公用請求は件数が膨大であり、複数回要する場合もあることから、**所有者等の現住所の特定に時間を要する上、事業実施者等（地方公共団体等）にとっても、対応する市区町村にとっても負担**となる

事業実施者等
（地方公共団体等）



公用請求

住民票の写し等の交付



- 申請等の添付書類として住民票の写し等が必要とされる場合も、**住民票の写し等を交付する市区町村の事務負担**となっている。

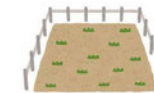
原因・理由(現状)

住民基本台帳法

- ①所有者不明土地法^(注1)に基づく土地所有者探索事務
- ②森林法に基づく林地台帳作成事務等※
を行うために、**住民票の写し等について、地方公共団体間で
の請求（公用請求）や、申請等での添付が必要**

所有者等の現住所を速やかに
特定する必要がある

所有者等が不明の土地



※上記の事務のほか、①森林経営管理法、②不動産登記法、③表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律に基づく事務などについても、所有者不明土地対策として住基ネットの利用を可能とする（注2）。

見直し

提
案
実
現
後

効果

- 所有者等の**現住所の速やかな特定**が可能となり、**各事務の円滑な実施に寄与**
- 市区町村では、公用請求への対応や住民票の写し等の交付に係る事務が減少し、**行政事務が効率化**
- 申請書類等の削減により、**申請等の事務負担が軽減**



改善案

**住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務に
所有者不明土地法等に基づく事務を追加**

住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより、
○**公用請求が不要に**
○**住民票の写し等の添付が不要に**



（注1）所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)

（注2）その他、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に基づく事務についても住基ネットの利用を可能とする措置を講ずる。

重点募集テーマ②「デジタル化」に該当する事例

オンラインによる獣医師の届出に係る都道府県経由事務の廃止

提案主体：岡山県、中国地方知事会

重点募集テーマ①にも該当

従来

困りごと(支障)

都道府県

- オンラインによる届出の場合も、都道府県はシステム上での国への送付処理を要するため、**事務負担が発生**

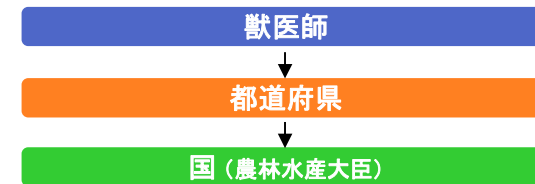


原因・理由(現状)

- 獣医師は、2年ごとに、住所、氏名、勤務先等を住所地の**都道府県を経由**して国に届け出なければならない
- 届出は**紙**又は**オンライン**（※）により提出される

（※）令和4年度からオンライン届出を開始

<届出の流れ>



見直し

提案実現後

効果

- 都道府県における届出に係る作業の効率化が図られ、**事務負担が軽減**

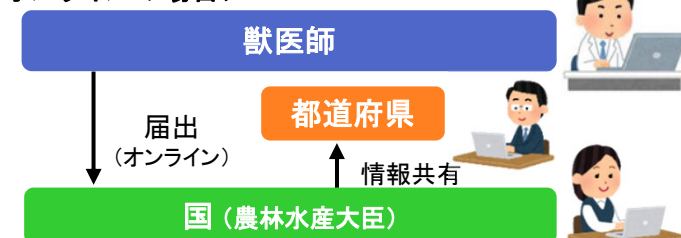


改善案

- オンラインによる届出の場合、**都道府県経由を不要**とし、獣医師が直接、国に届け出ることとする

※紙での届出は、届出者の利便性確保のため、現行どおり都道府県を経由

<オンラインの場合>



重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」に該当する事例

へき地等における管理薬剤師の兼務要件の明確化

提案主体：萩市

従
来

困りごと(支障)

- へき地等の薬局が、専従の管理薬剤師を雇用することに採算性の問題があるが、撤退した場合、遠方の薬局に通わなければならない、住民には大きな負担



原因・理由(現状)

- 管理薬剤師は、都道府県知事等の許可がない限り他の薬局の薬剤師を兼務できず兼務要件も不明確

見直し

提
案
実
現
後

効果

- へき地等の管理薬剤師が、管理する薬局の営業日以外に他の薬局に勤務することが可能となる



地域医療の継続に寄与



改善案

- へき地や離島の管理薬剤師は他の薬局の薬剤師を兼ねることができることを明確化



重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」に該当する事例

路線バス停留所の利用に関する基準の明確化

提案主体：鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、岡山県、広島県、山口県、
全国知事会、全国市長会、全国町村会

従
来

困りごと(支障)

- 路線バスとコミュニティバス等の停留所が離れていて、円滑な乗り継ぎを行うことができない



原因・理由(現状)

- 路線バスの停留所から10メートル以内の部分については、当該路線バス等を除く車両の駐停車は禁止
- 一定の条件下で、路線バスとコミュニティバス等の停留所を兼ねることが可能であることが知られていない

見直し

提
案
実
現
後

効果

- 路線バスとコミュニティバス等との乗り継ぎの利便性が向上
- ➡ 利用者の増加により、
地域公共交通の維持・確保に寄与



改善案

都道府県警察を構成員とする地域公共交通会議等で認められた一定の停留所について、**路線バスとコミュニティバス等の停留所を兼ねることが可能である旨を明確化・周知**

重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」に該当する事例

工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定権限等の町村への移譲

提案主体：全国町村会、栃木県

従来

困りごと(支障)

○町村は、緑地面積率等に係る地域準則を独自に制定する権限が無いため、地域の実情に応じた企業支援を行うことが困難

例：工場の敷地外に十分な緑地が確保されていても、緑地面積率の制限により、施設を増設できないなど

原因・理由(現状)

○一定規模以上の工場では、敷地の20%以上の緑地の整備等が必要だが、**都道府県(町村部)及び市は、地域準則として、異なる緑地面積率(5～30%)等を条例で定めることが可能**

権限	都道府県	市	町村
市部		○	
町村部	○		

見直し

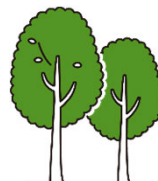
提案実現後

効果

○町村も独自の判断で緑地面積率等を定めることにより、周囲の環境と調和を図りつつ、地域の実情に応じた企業支援を行うことが可能に



**地域経済の活性化及び雇用の促進
(地域支援・企業支援に寄与)**



改善案

○緑地面積率等に係る地域準則を制定する権限及び関連する事務・権限(届出の受理、勧告、変更命令等)を都道府県から町村に移譲

権限	都道府県	市	町村
市部		○	
町村部			○

重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」に該当する事例

生産緑地法に基づく買取申出のあった土地に係る公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出の不要化

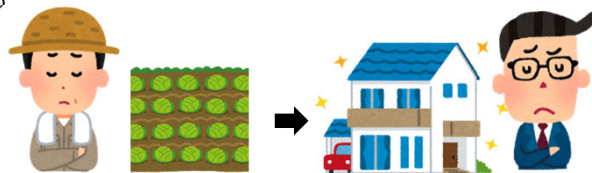
提案主体：静岡市

困りごと(支障)

○買取申出（A）と届出（B）の同様の手続が必要であり、土地所有者や地方公共団体に**二重の負担**が生じる

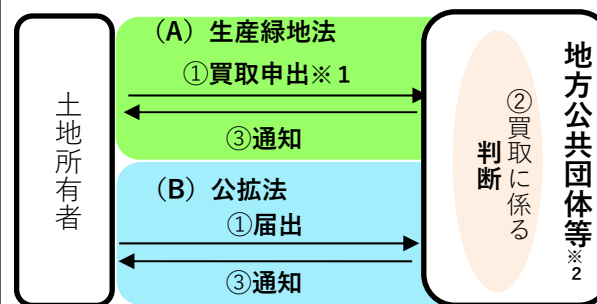


○両手続があることにより**土地取引の遅延**が生じる



原因・理由(現状)

○生産緑地を譲渡して宅地などにする場合、**生産緑地法の買取申出※1**と、**公拡法（公有地の拡大の推進に関する法律）の届出手続**が行われる



※1 生産緑地指定から30年を経過した場合などに買取申出が可能

※2 生産緑地法では市町村が、公拡法では都道府県又は市がそれぞれ申出又は届出を受け、地方公共団体、土地開発公社など（地方公共団体等）に買取希望の有無を照会し、各団体が判断

見直し

効果

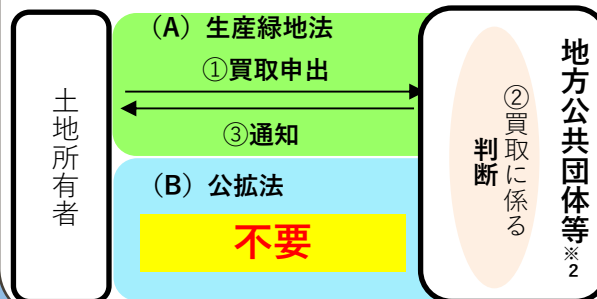
○土地所有者や地方公共団体の**二重の負担が解消**される

○土地の譲渡までの時間が短縮され、**土地取引が円滑化**



改善案

○**買取申出（A）**を行った土地について、**市町村長から買い取らない旨の通知があった日の翌日から起算して1年を経過する日までの間**、当該申出をした者に限り、**届出手続（B）を不要**に※3



※3 生産緑地に加え、特定生産緑地（生産緑地の指定から30年が経過したものうち、指定が10年間延長等がされるもの）についても、同様の措置を行う

従来

提案実現後